

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部-規-本専-006	承認日	2003.5.25	1/2
役員選任規定					作成者	承認者
					国光 哲夫	原 和人

(総則)

第1条 石川勤労者医療協会定款第12条による役員を選任については、定款の定めるところの他、この規定による。

(役員)

第2条 この規定による役員とは、理事及び監事をいう。

(役員選任の範囲)

第3条 役員は会員の中から選任する。

(候補者名簿の告知)

第4条 理事会は、少なくともその任期満了の前の理事会において、次期役員候補者名簿を定め、総会の通知とともに、会員に告知しなければならない。

(候補者)

第5条 役員になるには候補者にならなければならない。

2. 候補は理事会もしくは会員5名以上の推薦を要する。

(選任方法)

第6条 選任方法は、以下の方法によるものとし、総会において決める。

①報告された名簿にもとづき、不完全連記による無記名投票を行い、有効投票の過半数をもって選任とする、②信任投票
但し、総会の決議により投票を略することができる。

(選挙管理)

第7条 選挙の管理は選挙管理委員会が行う。

2. 選挙管理委員は、総会出席会員の中から選出する。

3. 選挙管理委員の定数は5名とする。

(候補者名簿)

第8条 候補者名簿には氏名、年齢、経歴の略歴を記さなければならない。

(就任承諾)

第9条 理事候補者は、予め所定の理事就任承諾書に署名捺印しなければならない。

2. 承諾書に署名捺印なく選任された者は、可及的速やかに署名捺印を得ることを要す。

(理事長以下の互選)

第10条 選任された理事は、前期の理事長(前期理事長不在の時は前期副理事長)が仮議長となり、選任後ただちに第1回の理事会を開き、理事長1名、副理事長若干名、専務理事1名、常任理事若干名を互選しなければならない。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部-規-本専-006	承認日	2003.5.25	2/2
役員選任規定					作成者	承認者
					国光 哲夫	原 和人

(役員の補充)

第11条 監事の欠員及び理事の欠員が理事総数の1/5以上に達した場合は、補充しなければならない。又
理事会が必要と認めた場合は、総会において理事の補充を行うことができる。

2. 補充の選任の場合も、この規定による。

3. 補充された役員の任期は、現役員の在任期間とする。

(規定の改廃)

第12条 この規定の改廃は、定款第32条にかかわらず総会が行う。

(発効)

第13条 この規定は2003年6月1日より実施する。